

令和3年(ワ)第378号 損害賠償請求事件(第1事件)

原 告 [REDACTED] 外

被 告 S社 外

令和4年(ワ)第354号 損害賠償請求事件(第2事件)

原 告 [REDACTED] 外

被 告 静岡県 外1名

準 備 書 面 (8)

令和6年12月12日

静岡地方裁判所沼津支部民事部合議2B係 御中

第1事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第1事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第1事件・第2事件原告[REDACTED]、第1事件・第2事件原告[REDACTED]、第2事件原告[REDACTED]、第1事件・第2事件原告[REDACTED]

訴訟代理人弁護士 池田直樹

同 吉田理人

同 小島寛司

同 辻岡信也

同 杉田峻介

同 渡部貴志

同 中江友紀

訴訟複代理人弁護士 永田駿

本準備書面にて、被告 S 社準備書面（3）記載の「第 1 被告 S 社らの主張」に
対する反論を行う。

第 1 被告 S 社の責任範囲について

1 被告 S 社は、本件盛土の造成工事について、遅くとも平成 21 年 3 月頃時点
では、U 社が造成工事を行うようになっており、平成 22 年 7 月以降は、被告
T 社及び訴外 O が造成工事を行うようになっていたことから、平成 21 年 3 月
以降、訴外 U 社並びに被告 T 社及び訴外 Z による造成工事について、被告 S
社に帰責させることはできないと主張する。

しかし、以下述べるとおり、被告 S 社は、赤井谷における盛土造成工事の事
業主体であり、被告 T 社、被告 C こと S、訴外 Z による作業の状況を把握し、
管理監督すべき立場にあったのであり、これらの者の行った工事についても当
然責任を負う。

2 被告 S 社が盛土造成工事の事業主体であること

これまでも主張しているとおり、被告 S 社は、赤井谷への土砂の投入及び土
地の造成について、平成 19 年 3 月 9 日に熱海市長に対して静岡県土採取等規
制条例に基づく土の採取等の届出を行い、さらに平成 21 年 1 月 9 日に同計
画の変更届出を行っている。

赤井谷への土砂の投入及び造成工事は、同届出に基づき行われたものであり、
被告 S 社は、赤井谷への土砂の投入及び造成工事につき、事業主体として、現
場を適正に管理し監督する立場にあった。

3 被告 T 社及び被告 C が現場責任者であったこと

被告 T 社は、被告 S 社により平成 19 年 3 月 9 日に提出された土の採取等計
画届出書において現場責任者とされている（己 4）。そして、被告 T 社の取締

役である被告 N が現場担当として現場に常駐していた。被告 N は、被告 S 社の取締役でもあり、被告 S 社と被告 T 社は、赤井谷の現場において、注文主と請負人の関係にあり、両社は密接な関係にあった。

被告 S 社は、平成 21 年 3 月に訴外 U 社が造成工事を行うようになったと主張しているが、訴外 U 社が法人として、造成工事に関与していたか不明である。

平成 21 年 1 月 9 日に S 社より提出された土地採取等変更届出書(己 31)では、現場責任者が、「C 社 代表 C」とされている。C 社の法人登記は確認できないことから、同変更届により、被告 C こと S が、個人事業として、被告 S 社から現場責任者としての職務を委託されたものと考えられる。

同変更届前の平成 21 年 7 月には、熱海市役所にて、被告 C に対する聴取が行われており、その時に被告 C が U 社の名刺を差し出したことは確認できるが(甲 B 8 - 70)、それ以外に訴外 U 社が、法人として、赤井谷の造成工事に関わっていたということは確認できないのであり、上記のとおり、変更届出書において訴外 U 社ではなく、被告 C が現場責任者とされていることからすれば、赤井谷への土砂の投入及び造成工事については、訴外 U 社ではなく、被告 C が行っていたものと考えられる。

上記のように被告 C も被告 T 社と同様、赤井谷における土砂の投入及び造成工事に関し、被告 S 社から委託を受けていた者であり、被告 S 社と密接な関係にあった。

4 被告 S 社が被告 C による行為を認識していたこと

被告 S 社の責任範囲に関する主張は、平成 21 年 3 月以降行われた造成工事について、被告 S 社の知らないところで行われたものであり、被告 S 社が責任を負うことではないとの主張のようであるが、上記のとおり、被告 S 社と被告 T 社、被告 C は密接な関係にあり、また行政の事情聴取には、被告 S 社の代表者である被告 A や同社の担当者らが度々出席していたのであり、被告 S 社は、被

告 T 社もしくは被告 C が赤井谷において行った行為について当然把握していた。

被告 S 社は、遅くとも平成 21 年 3 月頃時点では U 社が造成工事を行うようになっていたと主張するが、これに先立つ平成 21 年 1 月 14 日、被告 S 社の O 氏が熱海市役所を訪れ、「赤井谷へ土砂の搬入を再開したい」「小田原の開発に伴う土砂ではなく、別のところから約 50 万 m³にのぼる土砂を搬入したい」と話している（甲 B 8-54）。そして、同月 19 日には、同じく O 氏が、熱海市に「赤井谷の工事に着手することになった」と伝え（甲 B 8-55）、同月 21 日、被告 S 社の S 氏、O 氏が熱海市役所にて熱海市職員と打ち合わせを行い、赤井谷にて残土処分を再開する意向を示しているのである（甲 B 8-56）。

その後、同年 3 月頃から、赤井谷への土砂の投入が再開されるが、再開後、同年 7 月 2 日に熱海市役所にて、被告 S 社の S 氏と被告 C が出席し、熱海市職員と打合せが行われている（甲 B 8-69, 70）。同打合せにおいて、S 氏は、「U 社には 1 h a を超えると林地開発になることを話しており、土採取の申請面積（0.94 h a）以内で作業するよう指示している」と発言しており、被告 C による土砂投入が、被告 S 社の指示によるものであることを認めている。そして、その後に提出された土の採取等変更届出書において、被告 C が現場責任者とされている。

これらの経緯に照らせば、平成 21 年 3 月から被告 C によって行われた赤井谷への土砂の投入自体、被告 S 社の指示のもとに行われたことが明らかであり、被告 S 社は、被告 C による土砂の投入及び造成工事を認識し、認容していたものである。

5 被告 S 社が被告 T 社及び訴外 Z による行為を認識していたこと

被告 S 社は、平成 22 年 7 月以降、被告 T 社及び被告 Z が、被告 S 社に秘匿して造成工事を行ったと主張する。

赤井谷の現場に出入りしていた被告 T 社の担当者は被告 N であるが、被告 N

は、被告 S 社の取締役でもある。したがって、被告 S 社の取締役によって行われた造成工事について、被告 S 社が認識していなかつたと評価することなどそもそもできない。

また、平成 22 年 7 月以降の土砂の搬入について、被告 C は、「A さん、T 社役員の N さん、有限会社 S という会社をやっている Z さんと私とで 4 人でミーティングを行い工期について相談し、9 月 10 日までに仕上げて完了することで合意していました。」「木くずは 8 月 25 日と 26 日とで搬入されたと思われます。Z さんは A さんから頼まれて搬入していたと話していました。」「Z さんの話によると、木くずは S 社のもので、I 社がストックしていたものらしいです。」などと説明している（甲 B 8-107、事実申立書）。

当該説明によれば、平成 22 年 7 月以降の土砂の搬入についても、被告新 S 社の指示のもとに行われたものであると考えられる。

さらに、平成 22 年 9 月 9 日、被告 S 社代表の被告 A が、熱海市職員と面談を行っているが、同面談において、被告 A は、「8 月 13 日に、赤井谷の残土処分について N、C、Z を集めて、検査を完了させるという確約を取った。」「改良剤を入れたという報告は Z からも受けている。」と話しており、訴外 Z も、被告 S 社の指示のもと、赤井谷の現場に関わり、被告 S 社の指揮監督下にあつたことが認められる。また、同面談の際に、被告 A は、「現場の工事は、N の指示のもとに行われている。N は S 社の人間。私の代理人。現場の決定権は N にある」とも発言しており、被告 N が被告 S 社の人間として、赤井谷に関わっていることも認めている。

このような事情からすれば、平成 22 年 7 月以降の被告 T 社及び訴外 Z による土砂の投入及び造成工事についても、全て被告 S 社の指示のもとに行われていたことが強く推認され、被告 T 社及び訴外 Z による行為についても、被告 S 社は認識し、認容していたものといえる。

6 被告 S 社の責任範囲

以上述べてきたとおり、被告 S 社は、平成 21 年 3 月以降の被告 C、被告 T 社、訴外 Z による土砂の投入及び造成工事を認識し、認容していたものであり、これらの者による行為についても当然に責任を負う。

また、仮にこれらの者の行った行為の一部に、被告 S 社の認識していない行為があったとしても、被告 S 社は、土の採取等の事業主体として、赤井谷の現場における工事が適正に行われるよう管理監督すべき立場にあり、同工事のために、被告 T 社、被告 C、訴外 Z を使役して現場作業をさせていたのであり、これらの者に対して適正な指揮監督をすべき立場にあった。したがって、これらの者が違法な土砂の投入等を行いそれが放置されたというのであれば、被告 S 社の現場の管理監督義務の懈怠もしくは使役者に対する指揮監督義務の懈怠を意味するのであり、被告 S 社に注意義務違反があったことは否定できない。

したがって、被告 T 社、被告 C、訴外 Z が行った赤井谷への土砂の投入及び造成工事についても、その全体につき被告 S 社が当然責任を負うものである。

第 2 本件土石流による被害発生の予見可能性

被告 S 社は、赤井谷における盛土行為に関し、被告静岡県及び被告熱海市の担当者と適宜相談しながら、その要求された行政手続き及び土の採取等計画届出書を隨時履践し、その指導等にも従っており、本件盛土が崩落し、甚大な損害を発生させることなど予見できなかつたと主張する。

しかしながら、本件は、赤井谷という谷筋の地形に大量の土砂を投入したという事案であり、被告 S 社は、自ら届出た工法すら無視して、大量かつ広範囲に土砂を投入している。

そもそも谷筋は、谷底に水が集まり流れ下る地形であり、谷筋を盛土により埋め立てるという行為自体が、盛土崩落を起こす潜在的な危険を有するものといえ、傾斜がきつければその危険性はさらに増大するのであり、盛土による埋

め立てに適さない土地だといえる。

本件では、赤井谷に盛土を行うにあたり、被告 S 社が平成 19 年 3 月 9 日に提出した土の採取等計画届出書では、土留めのためにロックフィルダムという堅牢な構造物を建造する計画となっていた。これは、上記のように、土砂の投入場所が急峻な谷筋という土石流の潜在的危険性の高い場所であることを意識したものと考えられるが、結局、土留めのためのロックフィルダムは作られることはなく、その後の変更届出により、土留めの工法は土堰堤に変更された

さらに、平成 21 年 12 月 9 日に提出された土地の採取等変更届出書に記載された盛土量は、3 万 6640.34 m³とされていたが、最終的に赤井谷に投入された実際の盛土量は約 7 万 m³であり、届出の量の約 2 倍の盛土が行われている。そして、同変更届出は、盛土の高さも、標高 365m から 380m までの 15 メートルとされているが、実際には、標高 350m 付近から 405m 付近まで、50m を超える高さの盛土がされている。

急峻な谷筋という土石流の潜在的な危険を有する土地に、自ら提出した届出書をも無視して大量に土砂を投入すれば、大規模な土石流が発生することは、容易に予見できたものであり、かつ予見すべきであったといえる。

したがって、被告 S 社が、盛土の崩落と甚大な被害の発生について予見可能性がなかったものとはいえない。

この点、被告 S 社は防災工事に関するものも含め行政の指導にしたがって工事をしており、大規模な災害の発生を予見できなかつたという。しかし、行政は、現場で常時作業を監視しているわけではなく、実際の工事内容について正確に把握しているわけでもない。したがって、行政の指導が事業の安全性を完全に担保しているわけではない。実際の工事の内容及び工事現場の状況を最も把握しているのは事業者であり、行政の指導にしたがつたからといって、事業者が免責されたり、事業者の予見可能性が否定されるわけではない。

さらに、被告 S 社は、本件土石流は、未曾有の降雨被害だけでなく、これに

伴い生じた膨大な表流水が本件盛土の法先に集中的に落下し続けるという通常想定し難い機序により発生したものであり、予見可能性がないと主張する。しかし、不法行為における過失の根拠となる予見可能性については、実際に損害が生じるに至る精密な機序についての予見可能性まで求められるわけではなく、因果経過の基本的な部分について、予見できればそれで足りるものというべきである。

本件の場合、台風や集中豪雨によって大量の水が赤井谷に流れ込むことによって、安全対策が十分に取られることなく大量に投入された盛土が崩落し、大規模な土石流が発生するという事態が予見できれば、予見可能性は肯定されるのであり、本件において、このような事態は十分に予見可能であったといえる。さらに、豪雨の際に表流水が谷筋に流れ込むこと自体は、十分に想定可能であり、本件土石流が通常想定し難い機序によって発生したというわけではない。

第3 結果回避可能性

被告S社は、本件土石流が（i）本来であれば、鳴沢川流域に流れるべき大量の表流水が、本件盛土の法先に集中して落下し続け、その結果、当該部分のみが先行して崩壊し、（ii）法先部分の崩壊に連動して、その上部分が崩落し、（iii）これら崩落した土砂が、さらに大量に落下し続ける表流水に押し出される形で、逢初川下流域の民家に到達し被害を発生させたものであり、本件盛土自体において、いかなる防災工事がなされていたとしても、本件盛土の法先に大量の表流水が落下し続けることを回避できない限り、その法先部分の崩壊、ひいては連動する上部の崩落も回避できず、結果回避可能性がなかったと主張する。

この点、集中豪雨により大量の表流水が発生すること自体は、異常なことはなく、想定し得る事態である。また、赤井谷はもともと急峻な谷筋なのであり、豪雨により生じた表流水が赤井谷に投入した盛土の法先に集中することも

容易に想定し得た事態である。

したがって、被告 S 社が指摘する本件崩落の発生機序は、異常なものではなく、事前に想定できなかつたものではない。

このような大雨による雨水の集中によって土石流等の災害が生じることを防ぐために、盛土に関して、盛土高さ及び勾配の制限や堰堤の設置、段切り、転圧、排水対策等の各技術規制がなされているのであり、被告 S 社が技術規制を遵守していれば、本件崩落を防げたものである。

しかし、被告 S 社は、そもそもこのような規制を遵守していない。

盛土の高さは、規制値（盛土高 15 m）の 3 倍以上である 50 m を超え、盛土の崩落を防ぐための満足な堰堤もなかつた。本件盛土の崩落及び土石流は、被告 S 社が、適切な堰堤の設置や段切り、転圧、排水対策等の安全対策を怠り、粗曇な管理のもと大量の土砂を投入し盛土を行つたことを原因として生じたものである。被告 S 社が技術規制を遵守し、適切な工事を行つていれば、本件土石流の発生はなかつたといえるのであり、結果回避可能性がなかつたとは認められない。

以上